

## 群馬県規則第四十八号

### 群馬県銃砲刀剣類登録審査委員規則

(趣旨)

第一条 この規則は、銃砲刀剣類登録規則（昭和三十三年文化財保護委員会規則第一号）第二条の規定により任命する群馬県銃砲刀剣類登録審査委員（以下「登録審査委員」という。）に関し必要な事項を定めるものとする。

（登録審査委員）

第二条 登録審査委員は、銃砲又は刀剣類に関し学識経験のある者のうちから知事が任命する。

2 登録審査委員は、五人以内とする。

3 登録審査委員の任期は、二年とする。ただし、補欠の登録審査委員の任期は、前任者の残任期間とする。

4 登録審査委員は、再任されることができる。

5 登録審査委員は、非常勤とする。

附 則

1 この規則は、令和二年四月一日から施行する。

2 この規則の施行の日前に群馬県銃砲刀剣類登録審査委員規則を廃止する規則（令和二年群馬県教育委員会規則第 号）による廃止前の群馬県銃砲刀剣類登録審査委員規則（平成十二年群馬県教育委員会規則第十四号）第二条第一項の規定により群馬県教育委員会が任命した登録審査委員で同日において任期を満了していないものについては、第二条第一項の規定により知事が任命したものとみなす。この場合において、当該委員の任期は、同条第三項の規定にかかわらず、令和三年三月三十一日までとする。